

目次

第1章 環境基本計画とは	3
1 計画策定の背景と目的.....	4
2 計画の位置づけ.....	6
3 計画の概要.....	7
4 計画を取り巻く社会的動向.....	10
第2章 計画の理念と目標	13
1 本計画における環境未来像.....	14
2 SDGsと環境基本計画の関係.....	15
3 計画の施策体系.....	17
第3章 基本的方向性に基づく重点施策	18
1 ゼロカーボンシティへの挑戦.....	19
2 自然環境の保全.....	22
3 循環型社会の形成.....	23
4 生活環境の保全.....	26
5 次世代につなげる取組.....	27
第4章 計画の推進	28
1 計画の進行管理.....	29
2 計画の推進体制.....	30

第1章 環境基本計画とは

この章では、計画の背景と目的、計画の位置づけや期間、対象とする環境の範囲など、第3次敦賀市環境基本計画の全体に関わる基本的な事項を定めています。

1 計画策定の背景と目的

2 計画の位置づけ

3 計画の概要

4 計画を取り巻く社会的動向

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

本市は、恵み豊かな環境を守り育み、将来の世代へ引き継ぐために環境の保全と創造に関する基本理念等を定めた環境基本条例を平成12年3月に定めました。そして、この条例に基づき、下記のとおり環境基本計画を策定し、市民や市民団体、事業者の皆様とともに環境施策を推進してきました。

計画名	期間	環境未来像
敦賀市環境基本計画	平成14年 ～ 平成24年	さわやかな風 清らかな水 人と自然が ふれあえるまち つるが
第2次敦賀市環境基本計画	平成25年 ～ 令和4年	さわやかな風 清らかな水 自然が 共生し 未来に向かって みんなが 行動するまち つるが

第2次敦賀市環境基本計画の期間中である10年の間には、全国的にも本市においても少子高齢化が進むとともに、生活様式が著しく多様化するなど、社会情勢は日々変化を続けています。

国際情勢に目を向ければ、国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」やパリ協定の実現に向けた国際社会の機運の高まりがある中でさらに脱炭素社会の構築やマイクロプラスチックに対する対策など、新たな課題への対応が求められています。また、本市においても、令和3年7月に、脱炭素社会の実現に向けて令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す『敦賀市「ゼロカーボンシティ」宣言』の表明や北陸新幹線敦賀開業など、敦賀市の未来の環境に変化をもたらす取組が動き出しており、それらに対する対応も求められています。

このような本市を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、地球規模で広がっている温暖化やそれに起因する猛暑日や集中豪雨の増加といった気候変動、農林水産業の担い手減少に伴う里山里海の生物多様性の低下といった多様化・複雑化の一途をたどる環境問題に対して、今後の取組方針を示した新たな計画の策定が必要となっています。

敦賀市環境基本条例の基本理念(第3条)

- 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行わなければならない。
- 環境の保全等は、環境への負荷の少ない健全で持続的発展が可能な社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、適切に行わなければならない。
- 地球環境保全は、地域の特性を活かし、すべての事業活動及び身近な日常活動において積極的に推進されなければならない。

(2)計画策定の目的

本計画を推進し、本市を取り巻く環境問題を解決するためには、市民、市民団体、事業者、市といった各主体が連携して取組を行っていくことが必要です。

そのため、各主体に期待される役割等を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって本市の環境に関わる様々な課題に対応するための方向性を定めることを目的とします。

2 計画の位置づけ

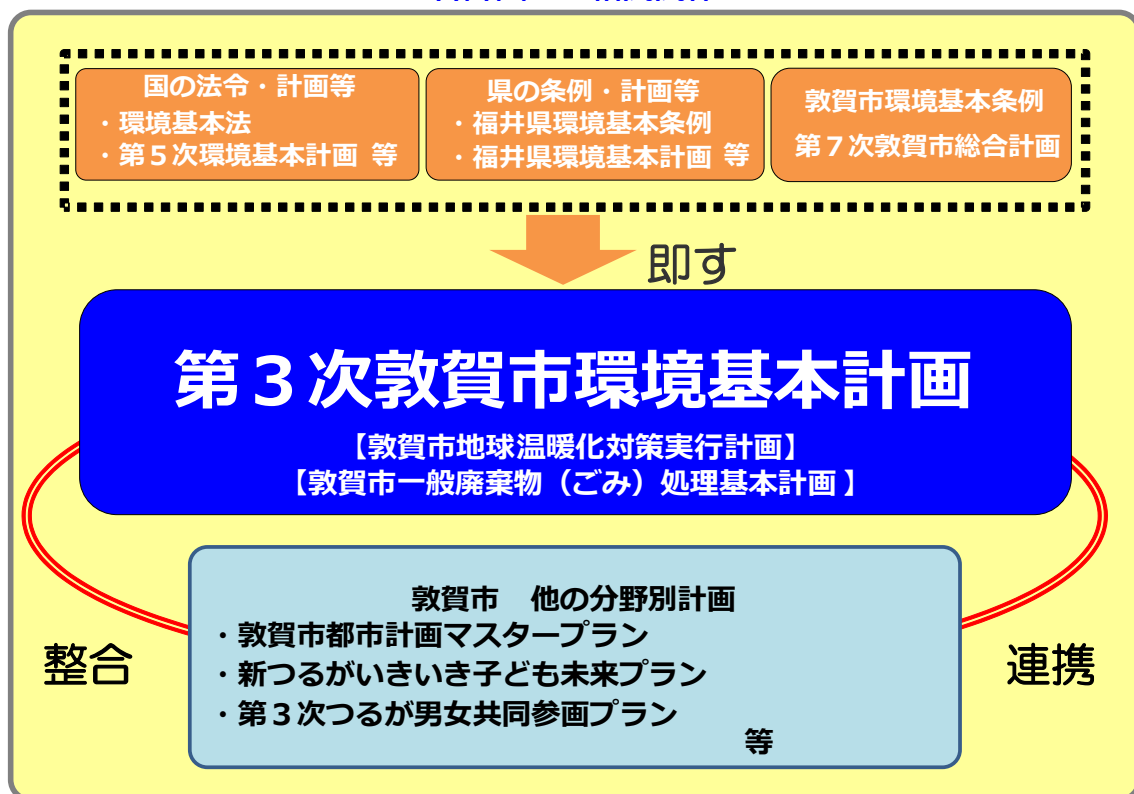
環境基本計画は、敦賀市環境基本条例に基づき策定するものであり、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となります。

国が定めた環境基本法及び第5次環境基本計画、福井県が定めた福井県環境基本条例及び福井県環境基本計画、敦賀市が定めた第7次敦賀市総合計画の内容に則しつつ、同総合計画における基本理念「次世代につなげる 夢と希望に満ちた住みたくなるまち 敦賀」の実現を環境面から推進するための計画として位置づけます。

また、本市が策定する他の分野別計画において、環境の保全と創造に関する取組が定められたものについては、本計画との整合性を図りながら、連携して計画を推進していきます。

なお、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画としても位置づけます。

各計画との相関関係



3 計画の概要

(1) 計画の対象

本計画が対象とする地理的な範囲は、敦賀市全域とします。ただし、広域的な問題への対応が必要な場合や市域を越える範囲で施策を展開する場合などには、国、県、近隣自治体や関係機関等と連携し、計画を推進します。

また、本計画が対象とする「環境」の範囲については、下記の5つの分野とし、SDGsの理念との関連を踏まえて計画を推進していくこととします。

分野名	詳細
地球環境	海洋ごみ、再生可能エネルギー、地球温暖化 など
自然環境	地形、地質、動植物、自然景観 など
資源循環	廃棄物、リサイクル など
生活環境	大気、悪臭、水質、土壌、騒音、振動 など
快適環境	公園・緑地、清掃・美化 など

(2) 計画の推進主体及び期待される役割

本計画を推進する主体は、市民・市民団体・事業者・市とします。なお、本計画において推進主体に期待される役割は、以下のとおりとします。

主体名	期待される役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活における環境意識が重要であることを理解し行動する。 環境保全の機運を高めるよう自らが率先して取り組む。 他の主体の環境保全活動・環境学習の場に積極的に参加する。など
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 団体の特性や専門性を活かした保全活動の取組。 他の環境団体の取組を理解し、協力・連携を図る。 など
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自らの事業活動が環境に影響を与えていることを常に認識する。 公害、廃棄物減量等事業活動に伴う環境影響の低減策の取組。 持続可能な経済・社会の発展に貢献する。 拡大生産者責任等事業者に求められる役割を認識する。 など
市	<ul style="list-style-type: none"> 各主体の取組への支援。 各主体が連携・協力できる仕組みづくり。 自らが事業者であることを認識し、事務事業において率先して環境に配慮した取組を行う。 国、県及び他の自治体との広域的な連携を図り、効率的・効果的な環境活動の支援を行う。 など

(3)計画の構成

第3次敦賀市環境基本計画は、下記のとおり構成するものとします。

名称	内 容
基本計画	環境未来像、分野別の（長期的）方向性 など （条例第7条第2項第1号「環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱」に該当するもの）
環境 アクションプラン	数値目標、各主体の具体的な活動 など （条例第7条第2項第2号「環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」に該当するもの）

第3次敦賀市環境基本計画の構成

第3次敦賀市環境基本計画

計画期間 10年間

（令和5年度～令和14年度）

【基本計画】

- 環境未来像、分野別の方向性等を定める。

【アクションプラン】

- 数値目標、各主体の具体的な活動を定める。
- 社会状況の変化に対応するため、期間を前期と後期の5年ごとに分ける。
- 敦賀市地球温暖化対策実行計画、敦賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に位置付ける。

(4)計画の期間

第3次敦賀市環境基本計画の期間は令和5年度を初年度とし、令和14年度までの10年間とします。

また、環境アクションプランについては、社会状況などの変化に対応するため、10年間のうち前半の5年間（令和5年度から令和9年度）と後半の5年間（令和10年度から令和14年度）に分けて策定を行います。

計画期間

第3次敦賀市環境基本計画（R5年度～R14年度） 【長期ビジョン（10年間）】

前期 環境アクションプラン
（R5年度～R9年度）
【具体的取組・数値目標】

後期 環境アクションプラン
（R10年度～R14年度）
【具体的取組・数値目標】

4 計画を取り巻く社会的動向

(1) 持続可能な社会の形成

国際連合は、平成27年に人間活動に伴い引き起こされる諸問題を国際社会全体の喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んで行くことを決意した目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。この2030アジェンダの中核を成しているのが「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals、以下、「SDGs」という。)」です。

SDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成されており、途上国に限らず先進国を含む全ての国に目標が適用されるという普遍性を持つこと、また、気候変動や生物多様性など環境と大きな関わりのある項目だけでなく、持続可能な消費と生産、教育、雇用など様々な分野についてもゴールを掲げており、目標を達成するには環境のみでなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが重要とされています。

国内においては、平成28年にSDGs達成に向けて、国の指針「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が策定されています。さらに令和3年に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」では、持続可能なまちづくりの実現に向けて、SDGsの普及促進活動や優れたSDGsの取組の推進、脱炭素の視点を加えた「SDGs未来都市」の選定などを盛り込んでいます。福井県もこのSDGs未来都市に選定され、積極的な取組を進めています。

SDGs の17のゴール



資料:国連広報センター

(2)地球温暖化問題への対応

「気候危機」とも言われている気候変動問題は、私たち一人一人が避けることができない喫緊の課題となっています。

気候変動問題として、世界的には平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、国内においても、平均気温の上昇や大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。令和3年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約」によると、極端な高温、海洋熱波、大雨などを含む気候の変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大すると報告されており、地球温暖化を抑えることが極めて重要であることが改めて示されています。

パリ協定で示された目標（世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする）を実現するには、令和12（2030）年までに平成22（2010）年比で世界全体のCO₂排出量を約45%削減することが必要という知見が示されており、世界各国はできるだけ早く、できるだけ大きく排出量を減らす取組を進めています。

国内でも、こうした世界の流れを受け、令和2年10月に首相所信表明において、令和32（2050）年までに国の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする宣言を行うとともに、令和3年10月には「地球温暖化対策計画」を改訂し、国の新たな削減目標（令和12年までに平成25年度比で46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦する）を示し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。

また、極端な高温、海洋熱波、大雨などを含む気候の変化に対応するには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない被害を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。国は「気候変動適応計画」を令和3年10月に更新し、将来予測される被害の回避・軽減に向けた取組も進めています。

(3)生物多様性の危機への対応

現在、地球規模での無秩序な開発や地球環境の変化など様々な問題により、生物多様性の損失が継続しており、このままの速度で生物多様性が失われていけば、人々が生態系から得ることができる食料、水、気候の調節といった広範的なサービスが低下し、世界の食料需給や水需給に影響を及ぼす可能性があります。

日本の生物多様性も「4つの危機」に直面しており、危機を受けて、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。

4つの危機とは、①開発など人間活動による危機、②自然に対する働きかけの縮小による危機、③人間により持ち込まれたものによる危機、④地球環境の変化

による危機を指します。これらに対応するため、国は持続可能で豊かな自然共生社会の実現に向けた各種取組や「生物多様性国家戦略」の改定を進めています。

特に、まとまった緑や緑のつながりは、生物の生息・生育・繁殖場所や生物多様性を保全するうえで重要な役割を担っており、山地・丘陵地や農地などのまとまった緑の保全や市街地の緑をネットワークで結ぶなど、地域における生物多様性の保全が重要となっています。

(4)資源や食料需給のひっ迫への対応

世界では急激な人口増加や経済発展、都市化によって資源の大量生産・消費が広がりつつあり、このまま進行すると資源の制約が強まり、資源価格の高騰や鉱物資源の品質低下、最悪の場合、資源確保を巡る紛争の発生など深刻な問題に発展する可能性があります。近年では大量生産・消費に伴う廃棄物の排出量の増大の影響が海洋にも及び、海洋ごみやマイクロプラスチックが生物や漁業、観光などにも影響を与えるなど、国際的な関心が高まっています。

こういった問題を受け、国では令和3年にプラスチックごみの削減とリサイクルを促進させるプラスチック資源循環促進法を可決、令和4年4月に施行し、プラスチックごみ削減に向けた取組を進めています。

人類の生存に欠かせない食料資源についても、国内においては食料の多くを海外に頼りながら、依然として食品ロスが大量に発生しており、引き続き食品ロス量の削減が重要となっています。

(5)少子高齢化や人口減少への対応

国内では、人口減少及び少子高齢化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、高齢者人口は、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え令和47（2065）年には総人口に占める割合が38.4%になると推計されています。

本市においても、人口減少が見込まれており、総人口に占める15歳未満の割合は年々減少、65歳以上の割合も令和32（2050）年には40%弱になると推計されています。

環境面においても農林業などの担い手の減少・高齢化が進んでおり、このまま進むと人の手が十分に行き届かないことによる森林や農地の荒廃（生物多様性の悪化）、地域コミュニティのつながりを維持する担い手が不足することによるコミュニティ活力の低下などが懸念されます。

第2章 計画の理念と目標

この章では、敦賀市がめざす環境未来像を設定するとともに、みんな（市民・市民団体・事業者・市）が、連携・協働しながら取り組むべき、5つの方向を定めています。

- 1 本計画における環境未来像
- 2 SDGsと環境基本計画の関係
- 3 計画の施策体系

1 本計画における環境未来像

めざす環境未来像は、本市がこれからどのような環境を創出していくかを示す長期的な目標です。

これまでの取組や基本理念、本市が直面する課題、そして第7次総合計画が示す基本理念等を踏まえ、新たな環境未来像を「人と自然が共生し 恵み豊かに暮らす環境を 次世代につなげるまち 敦賀」とします。

環境未来像

人と自然が共生し 恵み豊かに暮らす
環境を 次世代につなげるまち 敦賀

環境政策の
一層の推進

第7次敦賀市総合計画の基本理念

次世代につなげる 夢と希望に満ちた
住みたくなるまち 敦賀

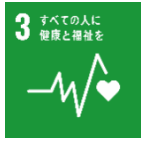


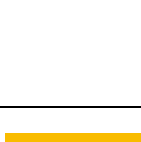
2 SDGsと環境基本計画の関係

SDGsは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標で、こうした目標の達成に向けて取組を進めることは、現状の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担う子どもたちのために、持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

環境基本計画の取組は、国の「第五次環境基本計画」や市の「第7次敦賀市総合計画」など上位計画と整合を図ることは勿論のこと、このSDGsの考え方を取り入れ、各分野における課題を統合的に解決していく必要があります。

本計画では、本市が目指す環境未来像の実現ならびにSDGsの実現に向けて、SDGsを踏まえた様々な視点から環境施策を推進します。

本計画に関連のあるSDGsのゴール

SDGsのゴール		本計画との関連性
 <p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	<p>公害の防止対策をすることで、「ターゲット 3.9: 有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる」の実現に貢献します。</p>	
 <p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>全ての市民に対して環境学習の場を提供することで、「ターゲット 4.7: 全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」の実現に貢献します。</p>	
 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>下水道の整備などにより、「ターゲット 6.2: すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成」の実現に貢献します。</p> <p>美化活動などにより、「ターゲット 6.6: 山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う」の実現に貢献します。</p>	
 <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>再エネの導入対策などにより、「ターゲット 7.2: 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる」の実現に貢献します。</p>	

SDGsのゴール		本計画との関連性
	8.働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	資源循環を進めることにより、「ターゲット 8.4：世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、経済成長と環境悪化の分断を図る」の実現に貢献します。
	11.住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。	公害の防止対策をすることで、「ターゲット 11.3：包摂的かつ持続可能な都市化を促進」「ターゲット 11.6:都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する」の実現に貢献します。
	12.つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する。	資源循環を進めることにより、「ターゲット 12.5：廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する」の実現に貢献します。
	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。	温暖化対策を進めることにより、「ターゲット 13.1：気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応力を強化する」の実現に貢献します。
	14.海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。	漂着ごみ対策を進めることにより、「ターゲット 14.1：陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」の実現に貢献します。
	15.陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性の損失を阻止する。	生物多様性の保全を進めることにより、「ターゲット 15.1：陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保」などの実現に貢献します。
	17.パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	各主体、近隣自治体との連携を進めることにより、「ターゲット 17.4：持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する」「ターゲット 17.17：効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する」の実現に貢献します。

3 計画の施策体系

環境未来像

人と自然が共生し 恵み豊かに暮らす環境を
次世代につなげるまち 敦賀



第3章

基本的方向性に基づく重点施策

この章では、第2章で示した5つの方向について、分野ごとの現状と課題を整理し達成すべき目標を設定しています。

1

ゼロカーボンシティへの挑戦

(地球温暖化対策実行計画)

2

自然環境の保全

3

循環型社会の形成

(一般廃棄物(ごみ)処理基本計画)

4

生活環境の保全

5

次世代につなげる取組

1 ゼロカーボンシティへの挑戦

地球温暖化対策実行計画

■関連するSDGs



地球環境分野においては、国の地球温暖化計画等の記載と整合を図り、和暦と西暦を併記します。

①基本的事項

(1)地球温暖化対策実行計画の計画期間

地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の計画期間は以下のとおりとします。

令和5（2023）年度～令和14（2032）年度の10年間

(2)地球温暖化対策実行計画の基準年度及び目標年度

地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の基準年度および目標年度は国の計画と整合を図り、以下のとおりとします。

なお、目標については、参考として本計画の中間年にあたる令和9（2027）年度時点の値も把握することとします。

基準年度▶平成25（2013）年度

目標年度▶短期 令和12（2030）年度

長期 令和32（2050）年度

(3)算定対象

本計画で対象とする区域、温室効果ガス、部門・施設は、以下のとおりです。

■対象とする区域

区域施策編	敦賀市の区域内全域
事務事業編	行政事務・事業全般

■対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの特徴
二酸化炭素（CO ₂ ）	代表的な温室効果ガス。化石燃料の使用 など
メタン（CH ₄ ）	天然ガスの主成分。廃棄物の焼却 など
一酸化二窒素（N ₂ O）	廃棄物の焼却や排水処理、麻酔剤の使用 など
フロン類（HFC-134a）	カーエアコンの利用 など

■対象とする部門(区域施策編)

部門名	概要
産業部門	第1・2次産業（農林水産業、鉱業、建設業、製造業）
業務その他部門	第3次産業、地方公共団体
家庭部門	家庭生活に関すること
運輸部門	各部門の移動に関すること（船舶、鉄道、自動車全般）
廃棄物部門	各部門からの廃棄物・排水処理に関すること

■対象とする施設(事務事業編)

行政系施設（庁舎等）、市民文化施設（コミュニティセンター、公民館等）、社会教育系施設（図書館等）、スポーツ・レクリエーション施設（敦賀きらめき温泉リラ・ポート等）、学校教育系施設（小学校、中学校等）、医療施設、公園、供給処理施設（清掃センター、浄化センター等） など

※ただし、市営住宅や職員住宅など役所の管理下でない施設は対象外とします。

②基本的方向性の概要と重点項目

■基本的方向性の概要

平成 27(2015)年に国際的に合意されたパリ協定を踏まえ、令和 2(2020)年には政府が令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

本市も、令和 3(2021)年 7 月に「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを宣言しており、各主体がその実現に向け、温室効果ガスを減らす取組を実践していきます。

■重点項目の概要

重点項目	取組概要
地域の脱炭素化実現に向けた取組	水素を活用した脱炭素社会（水素社会）の実現に向けて、「福井県嶺南 E コースト計画」に盛り込まれている電力会社との連携による原子力由来の水素製造、定置型水素ステーションの設置や燃料電池自動車等の導入、また先行的に導入したモビリティ・施設を活用した環境観光などを進めます。
省エネルギーの推進	エネルギー利用の少ない持続可能なライフスタイルの普及に向けて、高効率・省エネ型家電設備等の導入や省エネ行動を進めます。また、公共交通機関や次世代自動車の利用など二酸化炭素の排出の少ない（無い）移動手段の普及を進めます。
ZEB・ZEHの普及促進	新築住宅・建築物について、ZEB・ZEHへの対応を進めるとともに、既存住宅・建物については、断熱化などによりエネルギー性能の引上げに努めます。
再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、市民や事業者による住宅・建築物への再エネや蓄電池等の導入を支援します。また、再生可能エネルギー由来の電力の購入・利用を進めます。

2 自然環境の保全

■関連するSDGs



■基本的方向性の概要

本市の貴重な自然とそこに育まれる多種多様な生き物や生態系を守り、今ある豊かな自然との共生を図り、その恵みを次世代に受け継いでいきます。

そのため、様々な主体の連携のもと、自然とのふれあいとともに、自然環境の保全に努めます。

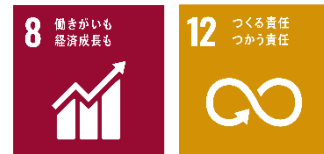
■重点項目の概要

重点項目	取組概要
気比の松原等海岸景観の保全	越前加賀海岸国定公園や若狭湾国定公園に指定された地域を中心に、美化活動などをはじめとした環境活動等に取り組みます。
中池見湿地等生物多様性の保全	ラムサール条約登録湿地となってから10周年を迎えた中池見湿地と、そこに住まう絶滅危惧種を含む多種多様な動植物を次世代に繋げていくため、中池見湿地の保全活用等に取り組みます。
水道水源の保護	敦賀市水道水源保護条例を適切に運用し、条例の対象となる事業所の設置などの事項について調査や審議を行います。また、民間廃棄物最終処分場周辺の水質などのモニタリング等を行い、水源の保護を図ります。
森林等の保全	地域の森林を守るための活動への積極的な参加や適切な事業の実施、森林へのゴミの不法投棄の防止等に取り組み、豊かな森林環境の保全に取り組みます。

3 循環型社会の形成

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

■関連するSDGs



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、以下のとおり定めます。なお、一般廃棄物(ごみ)処理実施計画で詳細を定める項目もあります。

①基本的事項

(1)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の計画期間は、環境基本計画と整合を図り以下のとおりとします。

令和5年度～令和9年度(5年間)

(2)一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標年度

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標年度は以下のとおりとします。

令和9年度

(3)算定対象

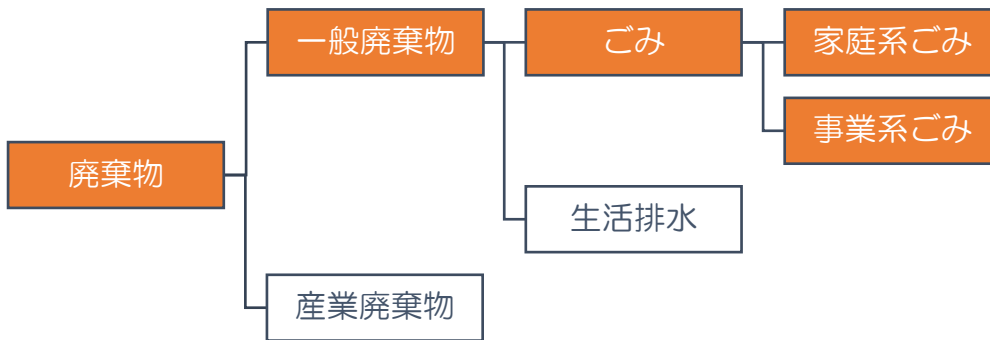
本計画で対象とする区域、廃棄物の範囲、ごみの種類は、以下のとおりです。

■対象とする区域

敦賀市の区域内全域

■対象とする廃棄物の範囲

敦賀市内で発生する一般廃棄物のうち家庭系ごみと事業系ごみを対象とします。



■対象とするごみの種類

排出区分	分別区分
家庭系ごみ	燃やせるごみ
	資源ごみ
	ビン
	ペットボトル
	小型複合ごみ
	粗大ごみ
	水銀含有ごみ
	スプレー缶・ライター類
	埋立ごみ
	古紙類
	事業系ごみ
資源ごみ	
ビン	
ペットボトル	
粗大ごみ	
水銀含有ごみ	
スプレー缶・ライター類	
埋立ごみ	
古紙類	
魚腸骨	

②基本的方向性の概要と重点項目

■基本的方向性の概要

3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し廃棄物の減量及びリサイクルに努めるとともに、特にプラスチックについては3R+Renewable（リニューアブル：再生可能な資源への切替）の普及に向けた啓発活動等にも取り組みます。

また、廃棄物の処理について、近隣自治体との広域化・集約化等により効率的かつ適正な処理を実施するとともに、不法投棄等の防止に努めます。

■重点項目の概要

重点項目	取組概要
廃棄物の減量	ごみ減量を意識した事業活動やライフスタイルの更なる定着を目的に、リサイクル展の開催やごみアプリの普及推進などに取り組みます。
3Rの推進	マイバック持参運動やダンボールコンポスト、食品ロス削減に向けたフードドライブの実施など、3R（ごみの減量・繰り返し使う・再利用化）に向けた取組を進めます。また、不法投棄の防止のため、パトロールや啓発看板の設置など意識向上に繋がる施策を推進します。
プラスチックごみ対策の推進	3R+Renewable（リニューアブル：再生可能な資源への切替）の普及に向けた啓発を行うとともに、グリーン購入や使い捨てプラスチックの削減などプラスチックごみ削減に向けた対策を強化します。また、プラスチックごみ等のアップサイクルの普及に向けた啓発に取り組みます。
一般廃棄物処理の広域化	ごみ処理について、事業費の軽減および廃棄物の減量に向けて、美浜町と連携した効率的な事業の運営体制の構築を進めます。また、不法投棄防止に向けた対策を推進します。
一般廃棄物の適正処理のための新たな施設整備	既存の清掃センターの老朽化が進んでいるため、余熱の利用や地球温暖化防止に貢献する環境にやさしく高効率な新清掃センター等を美浜町と共同で整備します。

4 生活環境の保全

■関連するSDGs



■基本的方向性の概要

市民が暮らしやすいと実感できるために、きれいな大気・水質・土壌を守り、騒音・振動・有害物質などの不安がない安全安心な環境の保全に取り組みます。

また、近隣公害の防止やまちなかの緑化等に取り組み、人々の心安まる美しいまちづくりを進めていきます。

■重点項目の概要

重点項目	取組概要
公害の防止	事業者との公害防止協定の締結や事業所内の環境を確認するパトロールの実施などを行い、公害の発生防止に取り組みます。
地下水の保全	地下水の水質や水位をモニタリングすると共に、地下水の適正な利用のあり方を考え、水道水の有効利用を図ります。
まちなかの緑化	多様な主体が行う緑化活動を通じて、公園などの公共空間等の緑化を維持していきます。
動物の愛護及び適正な管理	狂犬病予防法に基づく集団接種や不妊手術の適正実施を飼主に呼びかけ、野良猫への不妊手術に対する助成を通じて、人と動物が共生する環境を目指します。
河川、騒音、振動、大気汚染等の監視	大気、水質、土壌、騒音、振動などの監視測定を行い、自然環境が汚染されないよう備えます。

5 次世代につなげる取組

■関連するSDGs



■基本的方向性の概要

恵み豊かな環境を次の世代につなげるため、様々な主体（市民・市民団体・事業者・市）が連携・協働して、環境保全に取り組みます。

また、様々な主体が行う自然環境に触れる活動や環境保全活動への参加などをおして、環境教育や環境学習を展開し、各主体間の相互理解を深めると共に、次の世代の担い手を育成します。

■重点項目の概要

重点項目	取組概要
環境みらいネットワークとの連携	敦賀市内で環境活動に取り組む市民や市民団体、事業所といった各主体の参加を促し、環境活動に取り組む団体の連携や協働の強化を図ります。
環境フェアの開催	市内で環境活動に取り組む市民や市民団体、事業所などの活動を紹介する場である環境フェアを引き続き開催します。
地域での清掃活動の継続	クリーンアップふくい大作戦における敦賀市内での拠点活動の実施や、自治会や事業所が行う清掃活動への支援を行います。
学校教育での環境教育の推進	未来を担う次世代が自然への関心や理解を深められるよう、環境教育や環境学習を行う場の提供などの取組を進めます。

第4章 計画の推進

この章では、計画をより効率的かつ効果的に推進していくための方法として、計画の進行管理と推進体制について示しています。

1 計画の進行管理

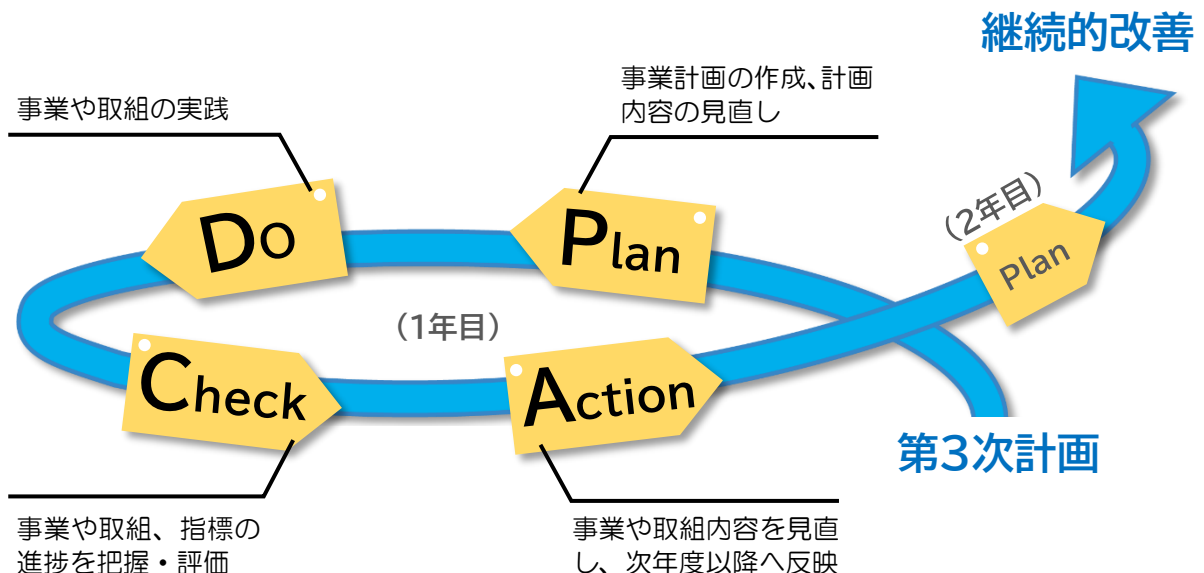
2 計画の推進体制

1 計画の進行管理

(1)計画の点検・評価

本計画の進捗状況について、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCAサイクル」を用いて点検・評価します。この方法は、①計画（Plan）、②実施（Do）、③点検・評価（Check）、④見直し（Action）という手順を繰り返し行っていくことにより、計画の進捗状況の把握や課題の抽出、点検・評価を行い、計画の継続的な改善を図ります。

PDCA サイクルのイメージ



(2)「環境基本計画年次報告書」の作成と公表

計画の進捗状況を把握し、これを年次報告書として毎年作成します。この年次報告書は、ホームページなどで広く市民に公表します。

(3)計画の見直し

本計画は、10年後の令和14年の敦賀市の環境未来像を展望しながら環境政策を総合的かつ計画的に推進するものですが、本市を取り巻く環境や経済社会情勢などの変化を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、見直しに際しては、環境審議会に諮問し、意見・助言などを受けるものとします。

(4)環境情報の提供

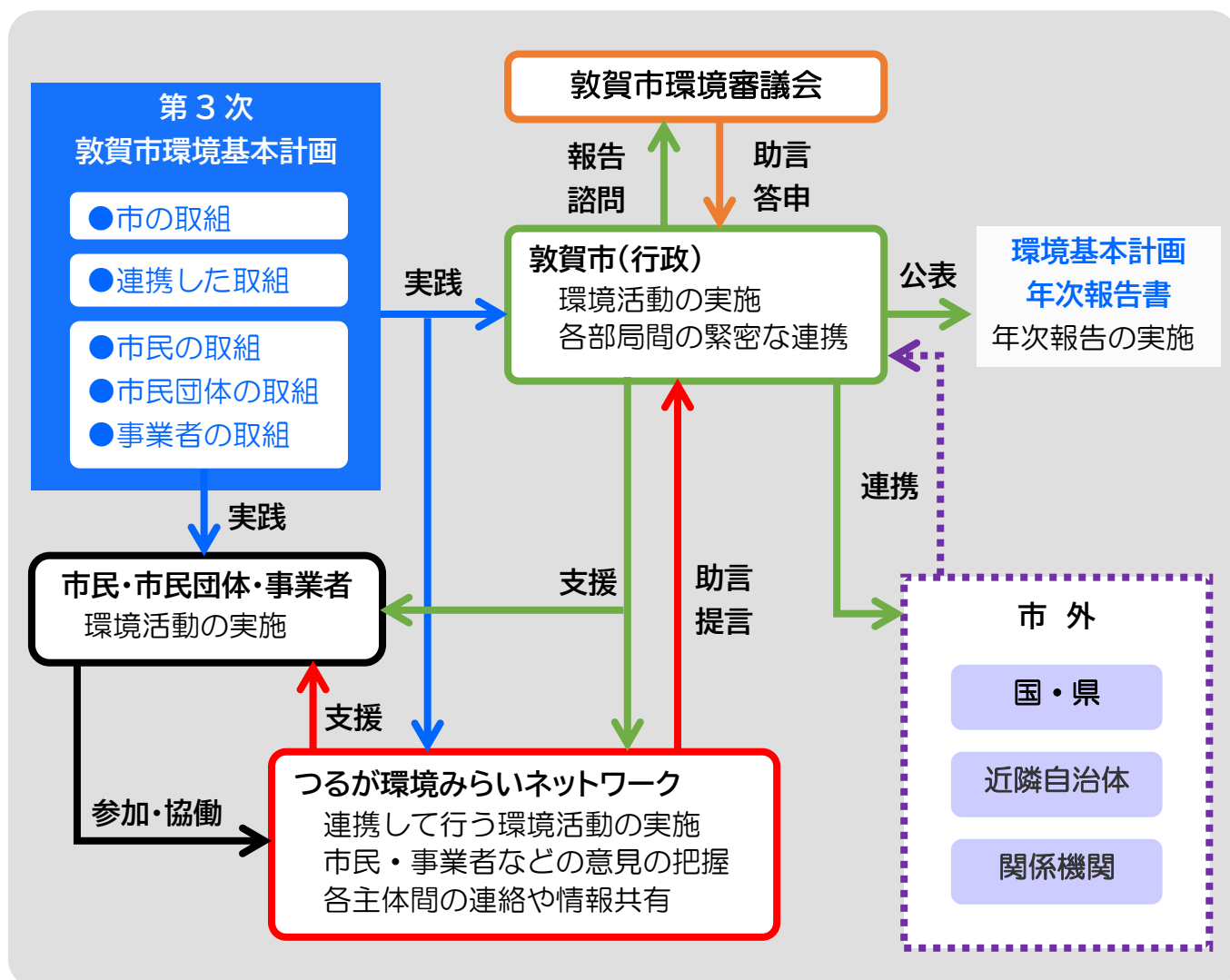
市民・市民団体・事業者・市の連携・協働による環境活動を推進していくためには、環境に関する情報を共有し、現状や課題などについて共通の認識を持つことが必要です。このため、広報紙やホームページなどを活用し、環境に関する情報の提供を行います。

2 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、市の各部局はもとより、市民・市民団体・事業者や関係機関などとの連携・協働により、全体的な推進をしていく必要があります。

このため、以下に示す体制を整備することにより、市民・市民団体・事業者・市のすべての主体が一体となって計画を推進していきます。

計画の推進体制



■ つるが環境みらいネットワーク

環境の保全を図るためには、市による施策の実行だけではなく、市民・市民団体・事業者が連携・協働し、それぞれの役割と責任を自覚して、環境保全に取り組むことが必要です。

「つるが環境みらいネットワーク」は、市民・市民団体・事業者・市で構成された組織として、平成13年度に策定した環境基本計画に基づき設立されました。

それぞれの主体が相互に連携して取り組むべき環境活動だけでなく、市民・事業者の意見の把握、各主体間の連絡や情報共有、必要に応じた各種基本施策についての助言や提言を行います。

■ 敦賀市環境審議会

環境審議会は、敦賀市環境基本条例に規定する市長の諮問機関であり、学識経験を有する者、市内事業者、市民、市内団体の代表者で組織されます。

本審議会では、環境関係法令の基本的な事項のほか、環境基本計画の改定や推進状況などに関する事項について、総合的な視点から調査審議し、助言や提言を行います。

■ 市役所内及び広域的な連携・協力体制の強化

本計画に基づく施策を推進していく上では、市の各部局においては関係部局間の連携・調整を行うだけでなく、国・県、関係機関や隣接する自治体とも広域的な連携を図り、環境行政に取り組んでいく必要があります。

特に大気汚染や水質汚濁、地球温暖化などについては、市域を越えた広域的な取組が必要であることから、今後も引き続き国・県、関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。

